

愛川町教育委員会

平成27年7月27日

## 愛川町教育委員会 7 月定例会会議録

- 1 会議日程 平成 27 年 7 月 27 日 (月)  
午後 2 時 00 分から午後 4 時 22 分
  
  - 2 会議場所 愛川町役場 2 階 201 会議室
  
  - 3 議事日程 日程第 1 会期の決定について  
日程第 2 前回会議録の承認について  
日程第 3 教育長報告事項について  
    (1) 教育長報告事項  
日程第 4 平成 28 年度使用教科用図書採択について  
日程第 5 その他  
    (1) 県外交流事業参加者名簿について
  
  - 4 出席委員 委員長 井上 正 博  
    委員長職務代理者 平田 明 美  
    教育委員 榮 利 隆 一  
    教育委員 梅 澤 秋 久  
    教育長 熊 坂 直 美
  
  - 5 説明を要した者及び議事録作成のため出席した者  
    教育総務課長 山 田 正 文  
    生涯学習課長 片 岡 由 美  
    教育開発センター指導主事 井 上 真 彰  
    指導室指導主事 前 盛 朋 樹  
    指導室指導主事 板 橋 康 史  
    生涯学習課社会教育主事 瀧 喜 典  
    教育総務課副主幹 馬 場 貴 宏
-

◎開会

- （井上委員長） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席委員は5人であります。定足数に達しておりますので、愛川町教育委員会7月定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、ご承知願います。

これより日程に入ります。

---

◎日程第1

- （井上委員長） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期であります。本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

- （井上委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定しました。

---

◎日程第2

- （井上委員長） 次に、日程第2、前回会議録の承認についてを議題といたします。

6月定例会分でございます。会議録につきましては既に配付のとおりであります。

これより質疑に入ります。

ご意見、ご質疑ありましたらお願いします。

（発言する者なし）

- （井上委員長） 特にございませんか。

（「はい」との声あり）

- （井上委員長） 特にないということで、質疑を終結いたします。

これより表決に入ります。

日程第2、前回会議録の承認についての採決をいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

- （井上委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、日程第2、前回会議録の承認については、原案のとおり承認されました。

なお、定例会終了後に会議録署名原本をお返しいたしますので、委員の方は署名をお願いいたします。

---

◎日程第3

○（井上委員長） 次に、日程第3、教育長報告事項についてを議題といたします。

（1）教育長報告事項の説明をお願いします。

——教育長より詳細について説明——

○（井上委員長） これより質疑に入ります。

（1）教育長報告事項について、お聞きしたいところなどありましたら、お願いします。

（発言する者なし）

○（井上委員長） 特によろしいですか。

（「はい」との声あり）

○（井上委員長） では、ご異議ないものと認めます。

よって、（1）教育長報告事項については、教育長報告のとおり、ご承認をお願いいたします。

それでは、日程第3、教育長報告事項については、以上とさせていただきます。

---

◎日程第4

○（井上委員長） 次に、日程第4、議案第4号 平成28年度使用教科用図書採択についてを議題といたします。

議案審議に先立ちまして、これまでの経過について事務局から説明をお願いします。

教育長。

○（熊坂教育長） 議案第4号 平成28年度使用教科用図書採択についてでございますが、本年の4月に定例教育委員会の中で、今年度の町の教科用図書採択に係る方針を決定していただきまして、それ以来、事務を進めてまいりました。この後、担当から、これまでの経過についてご報告申し上げますので、ご審議の上、平成28年度使用教科用図書の採択をお願いしたいと思っております。

なお、法律により、当該採択地区内の市町村教育委員会は、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければなりません。本日、清川村でも採択を行っているわけですが、両方の委員

会で違う結果となりました場合には、協議をして決定いたします。これにつきまして、本日、この会議の終了後に予定をさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○（井上委員長） 指導主事。

○（井上教育開発センター指導主事） では、資料の1ページをごらんください。

本日採択をいただきますのは、1つ目が、学校教育法第49条による中学校用教科用図書、これは平成28年度から平成31年度まで使用するものでございます。

2つ目が、学校教育法第34条による小学校教科用図書、これは平成28年度に使用するものでございます。

3つ目が、学校教育法附則第9条による町立小・中学校の教科用図書、これも平成28年度に使用するものでございます。

このうち、平成28年度使用中学校教科用図書の採択に当たりましては、4月の定例教育委員会で採択いただきました、2ページにございます愛川町教育委員会としての採択方針に基づきまして、清川村教育委員会とともに愛甲採択地区協議会を設置し、採択権者としての権限と責任において、適正かつ公正な採択ができるよう努めてまいりました。

それでは、教科用図書の採択に向けて、教育委員の皆様のご協議をよろしく願いいたします。

なお、ご協議におかれましては、事前にお渡ししております愛甲採択地区協議会調査員作成の調査研究報告書、愛川町と清川村の中学校からの意見、そして、愛甲採択地区協議会の記録などの資料をご参照の上、お願いいたします。

さらに、小学校用教科用図書と特別支援学級の児童・生徒が使用する、いわゆる附則9条本の採択につきましても、あわせて採択をよろしく願いいたします。

説明は以上です。

○（井上委員長） それでは、議案審議に入ります。

議案の審議に当たりましては、中学校用教科用図書、小学校用教科用図書、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の順で行います。

まず、採択替えとなる中学校用につきましましては、各種目の報告を受けて協議を行い、採択を決する方向で進めたいと考えますが、いかがでしょうか。

（「はい」との声あり）

○（井上委員長） よろしいですね。

また、関連のある国語と書写、社会の地理的分野と地図、音楽の一般と音楽の器楽合奏、技術・家庭の技術分野と技術・家庭の家庭分野につきましては、それぞれあわせて報告を受け、一括協議をお願いいたしたいと考えますが、よろしいですか。

(「はい」との声あり)

○(井上委員長) では、ご異議ございませんので、審議に入ります。

事務局から何か補足説明等ありますか。

○(井上教育開発センター指導主事) 報告につきましては、まず種目ごとに担当の指導主事から、現在使用している教科用図書の発行者名、そして、平成27年度愛甲採択地区協議会の意見集約の結果、そして、平成27年度愛甲採択地区協議会の協議等で出ました主な意見の3点をお話いたしますので、その後、質疑と協議を経て採択をお願いいたします。

補足説明は以上でございます。

○(井上委員長) それでは、国語と書写から始めます。

国語と書写につきましては関連がございますので、一括して審議させていただきます。

事務局からの報告をお願いします。

○(前盛指導室指導主事) 国語と書写について報告をいたします。

まず国語ですけれども、現在使用している発行者は光村図書出版であります。愛甲採択地区協議会では、全会一致で光村図書出版を推薦しておりました。

委員の主な意見といたしましては、調査員の報告から、よい点については「光村図書に関する割合が多かった」、また、「古典等についても発達段階等を考慮しており、子どもに入りやすい、わかりやすい教材ではないかと思う」、「巻末の資料を利用して、子どもたちが主体的に学べるところがよい」などの意見が出されております。

次に、書写についてご報告いたします。

現在使用している発行者は三省堂であります。愛甲採択地区協議会では、全会一致で東京書籍を推薦しておりました。

委員の主な意見といたしましては、「東京書籍について、半紙大の大きさという点では子どもたちがイメージしやすい。また、送り状の書き方はとても勉強になる」、「東京書籍について、『防災訓練に参加しよう』でメモのとり方などの学びがあり、他教科との関連が求められている中でとてもよい」等が出されております。

国語、書写についての報告は以上でございます。

○(井上委員長) これより質疑に入ります。

国語と書写について、ご意見、ご質問ありましたら、お願いします。

平田委員。

○（平田委員長職務代理者） 書写の方でお尋ねというか、私の考えを少しお話ししたいんですけども、私は書道塾を経営しておりますので、子どもの現在の状況を、下は小学生から上は大人の方まで指導しておりますので、学校での教科の指導の仕方と私の指導の仕方が反比例じゃおかしいわけなんですよ。ちゃんと整っていかないと。

そうしますと、教科書をいろいろ、今回、仕事柄拝見させていただきました。その中で、やはり、この中で入っている光村図書と東京書籍はよろしいんですが、私の観点からいきますと、半紙大のものが東京書籍さんの方にあるので、子どもにわかりやすいからいいなというのがあったんですが、我々が学校の先生に教えていただく昭和のころは、現場にいる先生たちが、ほとんど書くことができた先生が多かった。

そういうふうなところからしますと、半紙大が教科書の中にあるからいいという部分で、もし採択をされていたとしたら、ちょっとそこは、私個人の考えですね、私の個人の考えとしては、どうなのかなと。それは、教師がもっと力をつけていただかないといけないところだと思いますし、ほかの教科の方も見せていただきましたけれども、書き初め用の縮小版、あのお手本はどこでも入っておりました。確かに東京書籍が半紙判だけだったんですが、その辺が、現在仕事をしている私としましては、どうなのかなというのはちょっとあります。

ただ、いろんなものが網羅されているのは、やはり東京書籍さんですね。余り細かく書かれても、わからなくなってしまう。そういう意味では東京書籍の方が、見やすいし、わかりやすいというのはあるかなと思います。

ただ、仕事柄、お手本が好きだ、嫌いだということにいきますと、書家が書かれているお手本が教科書の中に手本としてありますが、その筆跡で子どもたちもいかれちゃったら、それもどうなのかなというのがあるんですが、あとは、その教鞭をとられる先生たちの努力の仕方と、教科書をどうやって見ながら、ご自分も勉強して、書写の時間をクリアするのかなというところが、私として思うところですね。選ばれた東京書籍さんに対しては、半紙というところがちょっと気になりましたけれども、あとの部分ではよろしいのではないかなという気持ちがあります。

ただ、教科書が大きいんですよ。それが机の上ののったとき、どうなのかなと思うんですけども、それ以外はそんなに変わらないのかなというのは、仕事柄の私の、皆さんと違う着眼点かもしれないんですけども、そういうところを私はちょっと感じさせていた

できました。

以上です。

○（井上委員長） それについては、よろしいですか。今の委員の意見については。

○（前盛指導室指導主事） 協議会の中でも少し話題に出たんですけども、この教科書自体、大きいものなんですけれども、横に置いたときに、お手本として置いたときの大きさとしては幅が変わらないというところで、不自由はないだろうという話題が出ておりました。報告いたします。

○（井上委員長） 梅澤委員。

○（梅澤委員） 学習指導要領の、たしか2年生のところに、読みやすく速く書くというのが、たしか今の国語科の学習項目に入っていると思うんですが、その辺にちょっと注目をされているのが東京書籍さんだということが根拠として上がっていたので、その辺、いい点かなと思いつきながら、意見を拝見していました。

以上です。

○（井上委員長） 今、ちょっと前の平田委員さんの意見の中に採択という言葉がありましたけれども、推薦ですね。

（「推薦ですね」との声あり）

○（井上委員長） 榮利委員。

○（榮利委員） ちょっと伺いたいですけれども、平成25年度と26年度の、毎年中学校の教科書、調査研究というのをやっていますよね。あの中に、光村はちょっと教材数が多いねというのが出ていたんですが、そういう話は採択協議会の中では出ませんでしたか。

○（前盛指導室指導主事） 採択協議会の中で、教材数の話は出ておりません。

○（榮利委員） そうですか。もう一つ、いいですか。

光村図書がいいという採択協議会の意見がちょっと出ているんですけども、三省堂に関しては何か意見は出ていましたか。特には出ていない...

○（前盛指導室指導主事） 子どもたちの主体的な学びへの工夫というところから、三省堂もいいのではないかという意見については出ておりました。

○（井上委員長） そのほか、いかがでしょうか。

教育長。

○（熊坂教育長） 国語の方で、古典の部分がこのごろ、大分重視をされてきているんですが、その辺で、子どもの発達段階等から、協議会の中で、あるいは調査員の中での意見が何かあ



りましたら、お願いしたいと思います。

○（前盛指導室指導主事） 古典につきましても、やはり発達段階を考慮した教材が取り上げられているという話題が出ております。

○（榮利委員） 意見ということでよろしいかと思うんですけれども、一応私は、光村と三省堂を、ちょっと教科書も見せていただいたんですが、やっぱり言語活動の、ここでいう話すこと、聞くこと、書くこと、読むことというものの教材数からいくと、光村が多いかなと。

それから、新出漢字についても光村の方が多いかなということで、内容も確認したんですが、やはり、言語活動を重視して国語を進めていくということでは、私は光村図書がいいかなというふうに思っています。

以上です。

○（井上委員長） 国語につきましては、今まで使っている教科書と同じところということで推薦が出ておりますが、書写についてはここで、今までとは違うということで出てきておりますが、そのあたりはいかがでしょうかね。

今までも、国語と書写は発行者が違っているものを使っているわけで、そのことについての弊害というのは、多分今までもなかったと。今回についても、推薦のところでは違った発行者になっていますけれども、そこも弊害ないということで受けとめてよろしいと思いますけれども、どうでしょうかね。

今まで使っていた三省堂がだめというんじゃないなくて、比較した場合に東京書籍という、調査員の方が研究して、よりよいということでの推薦になったのかというふうに思いますけれどもね。

教育長。

○（熊坂教育長） 先ほど報告があったように、国語では光村、そして、書写の方では東書ですか。これでいいのではないかと私も思いました。

○（井上委員長） ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。

（「はい」との声あり）

○（井上委員長） では、特にほかに質疑ありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○（井上委員長） では、国語、書写について、皆様のご意見を総合的に判断させていただき、国語の教科書を光村図書出版、書写は東京書籍といたしたいと考えますが、いかがでしょうか

か。

(「はい」との声あり)

- (井上委員長) それでは、国語は光村図書出版、書写は東京書籍を採択いたすことに決定いたしました。

次に、社会の地理的分野と地図について、一括して審議いたします。

事務局から報告をお願いします。

- (板橋指導室指導主事) それでは、初めに、社会の地理的分野について報告いたします。

現在使用している発行者は教育出版であります。愛甲採択地区協議会では、全会一致で教育出版を推薦しておりました。

委員の主な意見としましては、写真で導入に入るやりの方が、子どもたちの興味・関心は高まるのではないかとということでした。そのことから、教育出版がよいが、地図との関連でいえば帝国書院もよいという意見もありました。東京書籍は写真が豊富にあって、子どもたちも入りやすい、導入としてわかりやすい。しかし、文章の文の構成量が少ないので、教科書に載っていないことを教えていくことが想定されているという意見がありました。

それに関連して、文が少ないと、教師の教え方によって指導のあり方が変わるような場面があるのではないかと。方向性がある程度整っている方が指導する上でよいのではないかとという意見もありました。関連して、教科書に書いてあることを教えるのがまずは大事である。教科書に沿って教えていく方が、子どもたちの理解にもつながるという意見もございました。

映像については補うことができるので、学校からの意見書の中を読んで、教育出版からの方がよいという意見がございました。学び方を学ぶということを考えて、ステップを踏んで学習していくことがよいと。調査員の報告書を見ても、教育出版を推薦したいというような意見がございました。

次に、地図について報告いたします。

現在使用している発行者は帝国書院であります。愛甲採択地区協議会では、全会一致で帝国書院を推薦しておりました。

委員の主な意見といたしましては、帝国書院は、地図の読図や読解力を身につけるための視点が丁寧に詳しくなされている部分がよいと。それから、手に取って使用することが多くなることを考えると、丈夫な装丁については大切であると。帝国書院については、さまざまな配慮がされており、丈夫であるのがよいという意見もありました。

調査員の報告書から、帝国書院は色遣いがはっきりしているとある。その点についてよい

という意見もありました。地図の読図や読解力を身につけるとあり、使い方をしっかり指導している点が良いという意見もございました。また、テーマ資料の配置について、子どもたちの主体的な学びにつながっていくという点が良いという意見が出されております。

社会の地理的分野と地図についての報告は以上でございます。

○（井上委員長） これより質疑に入ります。

社会の地理的分野と地図について、ご意見、ご質問等ありましたら、お願いします。

榮利委員。

○（榮利委員） 質問なんですけれども、教科書を実際に見せていただくと、教育出版さん、東京書籍さん、帝国書院さん、日本文教出版さんと開いて見てみたんですが、教育出版さんだけ、アジアの次にアフリカが来ているんですね。ほかの出版社さんは、アジアの次がヨーロッパなんです。それは何か理由があるというか、どうしてなのかなど。ちょっと、わかったら教えてください。特に支障はないんですか。

○（板橋指導室指導主事） そこについて意見があったかどうかということですかね。

○（榮利委員） はい。

○（板橋指導室指導主事） 採択地区協議会の中で、その順番についての意見交換はなかったかと思っております。

○（榮利委員） はい、わかりました。

○（井上委員長） 今の榮利委員の意見は、今まで使っているところと同じわけですから、多分、構成はそんなに変わっていないと思うので、今までもその順番だったんでしょうね。特にそれについては、学校の方からも意見は出ていないんでしょう。

○（板橋指導室指導主事） そこについては、採択地区協議会の中では、特に質問も出ませんでしたし、特に使っている上での単元構成について、その点が課題になっているという意見もございませんでした。

○（井上委員長） 榮利委員、よろしいですか。

○（榮利委員） はい。

○（井上委員長） そのほか、いかがでしょうか。

（発言する者なし）

○（井上委員長） 特に質疑ありませんか。よろしいですね。

では、ほかに特に質疑ありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

- (井上委員長) ご異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

社会の地理的分野と地図につきまして、皆様のご意見を総合的に判断させていただき、社会の地理的分野の教科書を教育出版、地図を帝国書院といたしたいと考えますが、いかがでしょうか。

(「はい」との声あり)

- (井上委員長) よろしいですか。

(「はい」との声あり)

- (井上委員長) それでは、社会の地理的分野は教育出版、地図は帝国書院を採択いたすことに決定いたしました。

次に、社会の歴史的分野について報告をお願いします。

- (井上教育開発センター指導主事) 現在使用している発行者は教育出版であります。愛甲採択地区協議会では、全会一致で東京書籍を挙げております。

委員の主な意見といたしましては、自由社と育鵬社は、明治以降の記載が多い。県の調査書を見ても人物が多く、そのあたりをどのように評価していくのか。また、基礎・基本の学びということや小学校とのつながりを考えると、古代、中世、そして近代と、一つ一つ丁寧に押さえていくことが大事ではないか。その点から、東京書籍または帝国書院がよいのではないかという意見がございました。また、世界遺産に関する部分も大切ではないかという意見もございました。

社会の歴史的分野についての報告は以上でございます。

- (井上委員長) これより質疑に入ります。

社会の歴史的分野についてのご意見、ご質問ありましたら、お願いします。

教育長。

- (熊坂教育長) 先ほどの報告の中で、自由社と育鵬社が人物が多いというのがありました。いろいろ考えてみると、果たして中学の段階で、私もどのくらいが適当か分かりませんが、人物だけを学ぶわけじゃないんですよね。歴史の大きな流れを捉えていくというのが主になっていくと。この多いだけで、これがいいというわけにも、なかなかいかないような気がいたしました。

そういう中で、協議会の方で出ていました東京書籍あたりがいいのかなと、そんな思いが

いたしました。

○（井上委員長） 榮利委員。

○（榮利委員） ちょっとお聞かせ願いたいんですけども、採択協議会の中で、東京書籍がこの辺がいいよという、具体的な意見で何か出たんですか。

○（井上教育開発センター指導主事） 一番の理由といたしましては、今、実際に小学校で使っている教科書が、同じ東京書籍でございます。そのときに、やはり、例えば、教科書のつくり、見開き1ページがちょうど1時間分の授業内容に載っている。そのようなものが、ちょうど小学校の形のデザインなんですけれども、中学校の教科書についても、それが引き継がれております。そのようなところを考えたときに、小学校からの継続ということ考えたときには、ここがよろしいのではないかという話がありました。

○（榮利委員） そうですか。

これ、意見になるんですが、今、東京書籍の流れを聞いたんですけども、私も教科書を見せていただいて、やはり、先ほど教育長も言われましたけれども、育鵬社、自由社のところも、勉強するにはいいと思うんですよね。ただ、中学生の段階で、平均的にきちんと歴史を学んでいくという部分では、やっぱり教材数が多いというか、いろんなところに、例えば、歴史ズームインであるとか、なでしこ日本史だとか、人物クローズアップとか、育鵬社の方は載っているんですが、あれもこれもという感じがして、ちょっと歴史の感じでは、詰め過ぎ感が強いかなというような感じがするので、私は東京書籍かなと思っております。写真や絵の数も、やっぱり断トツに多いですよ、東京書籍は、1,000超えていますから。

そういったところで、私は、歴史の教科書は東京書籍がいいかなというふうに思います。

○（梅澤委員） 質問です。学校現場からの意見で、今までの教科書、教育出版が使いにくいというふうな、そういうような意見というのは出ていましたか。もし、出ていたら、変更の理由になるのかなと思うので、教えてください。

○（井上教育開発センター指導主事） 今までの教科書が使いづらいというお話はございません。ただ、今、榮利委員さんからお話もありましたように、非常に図や資料が豊富なんですね。それも視覚的に引きつけるようなものが多いと。ですから、そのところが、学習が苦手な子にとっても、やはり引きつけるものがあるのではないかと、非常に評価されたというところがございます。

○（梅澤委員） そのあたりが本町の子どもたちの実態に合っているという、そういうことでよろしいでしょうか。

○（井上教育開発センター指導主事） おっしゃるとおりでございます。

○（梅澤委員） わかりました。

○（井上委員長） ほかにいかがでしょうか。

（発言する者なし）

○（井上委員長） 先ほどの地区協議会としては、全会一致で東京書籍が推薦されていますが、中には委員さんの中に、帝国書院と言われた方もいらっしゃるということですが、それは数でいったら、物すごく少数の一つの意見ということで、全体としては、やっぱりそういう方向ではなかったということですよ。推薦の方向では、帝国書院という強く推されたわけでもなくて、それでもいいんじゃないかという程度の推薦だったということですよ。

○（井上教育開発センター指導主事） 実は、最終的にその2つが拮抗しました。先ほどの榮利委員さんのときにもお話をしましたとおり、最終的な東京書籍となった一番の理由が、小学校からの引き継ぎというところ、ここが大きかったということでございます。

○（井上委員長） いかがですか。

○（梅澤委員） では、もう一個。

小学校からの引き継ぎということで、子どもたちが、同じものだとやりやすいなみたいな、そんな意見というのは、別の教科でも何でもいいんですが、出ていたというような、そんな事実はあるんですか。あるいは先生が、同じ教科書だから使いやすそうだというふうな、そういう意見があったのかどうなのか。その辺教えてください。

○（井上教育開発センター指導主事） 少なくとも、この歴史、社会の部分に関しては、そのような意見はございませんでした。ただ、協議会の中の意見として、やはり同じもの、例えば同じようなキャラクターが出てくる、同じような形の紹介の仕方がある、図表に関しても同様のものがある。そんなところで、やはり、全く別のものになるよりは使いやすいのではないかということでした。

以上です。

○（熊坂教育長） さっき出ていましたように、小学校、中学校のつながりということで、そちらの方というのは、協議会の意見ということがあったわけですが、小学校6年生で歴史をやりますね。中学校に入って、1、2年生は、やはり地理と歴史併用で、歴史がすぐ出てくるんですね。そういうことで、学校の方の判断が、多分つながりということが出てきたと思います。地理は1回、ちょっと途切れかけるところがあったので、また違う観点が出てきたんでしょうけれども、歴史の方はどうもそうじゃないかなという、予測がされるところがあ

ると思います。

私、先ほどお話ししたように、東京書籍でいいかなと思っております。

○（井上委員長） いかがでしょうか。

（発言する者なし）

○（井上委員長） この歴史の教科書というのは、ほかの教科の教科書と比べると、大分発行者によって、雰囲気といますかね、方向性といますかね、随分違う感じが私もしていますので、そういった中で、採択協議会の方で東京書籍を、全体としていいだろうということで推薦をされたわけですので、私は個人的には、よかったかなというふうに思っていますけれども。

ほかに質疑よろしいですか。

（「はい」との声あり）

○（井上委員長） では、特にほかに質疑ありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○（井上委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

では、皆様のご意見を総合的に判断させていただき、社会の歴史的分野の教科書を東京書籍といたしたいと考えますが、いかがですか。

（「はい」との声あり）

○（井上委員長） それでは、社会の歴史的分野は東京書籍を採択いたすことに決定いたしました。

次に、社会の公民的分野について、報告をお願いします。

○（井上教育開発センター指導主事） 現在使用している発行者は日本文教出版であります。愛甲採択地区協議会では、全会一致で東京書籍を挙げておりました。

委員の主な意見といたしましては、東京書籍は領土問題についても多面的・多角的に記述されているとのことであった。また、町や村の意見書からも、東京書籍を推す声が多いなどが出されました。

社会の公民的分野についての報告は以上でございます。

○（井上委員長） これより質疑に入ります。

社会の公民的分野について、ご意見、ご質問等ありましたら、お願いします。

(発言する者なし)

○(井上委員長) いかがでしょうか。

教育長。

○(熊坂教育長) こども7社ばかりありまして、いろいろその社の特徴があるのかなということをおもっておりますが、やはり、ある部分へ余り重点をかけるというのもいいかどうか。子どもたちが、これから自分たちが大人になっていくという資質の基礎をつくるということでは、扱いがバランスがとれているものがあるのかなと、そんなことをおもっております。

そういうようなことで、いろいろ総合的に考え、協議会で出ていました東京書籍ですか、これがいいのかなと、そんな思いがあります。

○(井上委員長) 梅澤委員。

○(梅澤委員) 私も東京書籍の教科書を、いい印象では読んではいませんが、学校の先生方からのご意見で、文章が詰め込まれている印象がある。ページいっぱいに掲載されていて見づらいという、ちょっとネガティブな意見もありますね。

それに対して、協議会でどのような反論があったのか。こういうふうなマイナスがあったにもかかわらず、なぜいい方向に、全会一致という方向に転んだのか、その経緯をお知らせください。

○(井上教育開発センター指導主事) 同じ質問が、協議会でも確かに出されました。そのときの回答といたしましては、ここに載っている内容に関しては、その教科書に関するマイナス面、ここのところを直してほしいという意味ではございません。実際に使っていて、ここところがこうなるともっといいなという意味で加えていた、そういうようなお話がありました。

ですから、ここに書いてある教科書、東京書籍に限らず、マイナスの部分が書かれている部分がありますけれども、実際にそこところは、これがあるからだめだけではなく、ここところがさらによくなるといいのでは、そのようなスタンスで書いたというお話をいただいております。

以上です。

○(梅澤委員) もしそうであるならば、これはもう採択の意見とは全く違いますが、採択に関する意見をまとめる会議であるという前提で会議を進めていただかないと、教科書会社さんへのご要望みたいな、そういう会議にすりかわってしまうという可能性がありますので、それは大いに注意すべき点かなというふうに思います。



今後、どういうふうな内容がいいのかという、こちら側からのご意見があった場合、教科書会社さんにご意見があった場合に、そういうふうな意見を申し上げる場ではないかなと考えます。会議のあり方について、ぜひ。

○（井上委員長） 榮利委員。

○（榮利委員） 公民て、やっぱり、個人と社会のかかわりというところでは、非常にわかりにくいというか、そういう教科だと思えますよ。そういうところから見ると、やっぱり、教科書を選ぶ場合に一番大前提は、わかりやすい、生徒が理解しやすい、そういうところだと思えますよ。そういうところからいうと、教科書をぱっと並べて見ると、やっぱり東京書籍の教科書は、そういう点でいいのかなと。

具体的に見てみると、やっぱり、文献資料の数とか、それから写真、絵の数とか、結構豊富なんです。目で見て理解して、また学習していくというような、そういう面では、ちょっとわかりにくい教科だなどと思うところの公民については、私はそういう面で、東京書籍がいいかなというふうに思いました。

○（井上委員長） 平田委員。

○（平田委員長職務代理者） 教科書を変えるということは、やはりなかなか大変なもので、その出版会社とのいろんな意図があると思うんですけども、今まで日本文教出版だったわけですね。それが、今回は東京書籍に、推薦として出ているわけですが、公民は多岐にわたり、非常に難しい教科だと思います。その上、資料数も多く、教科書を見ても中々大変でした。着眼点として、東京書籍が一番よいというものを、より分かりやすく教えていただきたいと思います、子ども達がこれから学んでいく教科書となりますので。

○（井上教育開発センター指導主事） 一番の理由は、皆さんもおっしゃっているとおり、個人がこれからどのように社会とかかわっていくかということのをこれから伝えていく教科として、発達段階を考えた配列になっている。それが東京書籍の、一番の選んだ理由だということでした。

以上です。

○（井上委員長） ここは今、日本文教出版を使っている現場の先生方から出てきたのでも、東京書籍が多かったということで、採択協議会の方も東京書籍の方を推薦するという事になったわけですね。だから、採択協議会でも、文教出版よりはこちらの方がいいということになっているし、現場の先生方も、今まで使っていたものよりは、今回の教科書では東京書籍の方がいいんじゃないかという声が多かったということで、双方ともに、やっぱり多か

ったということですかね。

○（井上教育開発センター指導主事） はい、おっしゃるとおりでございます。

○（井上委員長） ほかに質疑、どうでしょうかね。

（発言する者なし）

○（井上委員長） よろしいですか。

（「はい」との声あり）

○（井上委員長） それでは、ほかに質疑ありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○（井上委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

皆様のご意見を総合的に判断させていただきまして、社会の公民的分野の教科書を東京書籍といたしたいと考えますが、いかがでしょうか。

（「はい」との声あり）

○（井上委員長） それでは、社会の公民的分野は東京書籍を採択いたすことに決定いたしました。

次に、数学について、報告をお願いします。

○（板橋指導室指導主事） それでは、数学について報告をいたします。

現在使用しています発行者は、新興出版社啓林館であります。愛甲採択地区協議会では、全会一致で東京書籍を挙げております。

委員の主な意見といたしましては、例題から基本問題に取り組んでいくという東京書籍のような構成は、数学が苦手な生徒でも取り組みやすのではないかという意見がございました。あわせて、子どもの基礎・基本を押さえているということ踏まえて、東京書籍を推したいという意見もございました。一度解いたものを形を変えて繰り返し取り組むことは、子どもにとっても大切、そういった点から東京書籍を推したいという意見もございました。見やすさについては教育出版だが、さまざまな資料等から東京書籍の内容が適切だと感じたという意見もございました。

学校からの意見書の内容から、東京書籍はバランスがよいのではないかと等の意見が出されました。

数学についての報告は、以上でございます。

- （井上委員長） これより質疑に入ります。  
数学についてご意見、ご質問ありましたら、お願いします。  
平田委員。
- （平田委員長職務代理者） 質問になりますが、いいでしょうか、よろしいでしょうか。  
今まで啓林館を使っていたわけですね。これから、今度は東京書籍がいいんじゃないかという内容なんです、基本的に啓林館は難しいんでしょうか。ここに書いてあるのが、出題されている問題はやや難しいというコメントがあるんですけども、出題されている問題が難しいということは、子どもたちがなかなか理解ができないという内容だと思うんですけども、啓林館はそれだけ難しい教科書ですか。教科書自体が難しく捉えていますか。
- （板橋指導室指導主事） 採択地区協議会の中での話し合いは、啓林館が難しいという話よりも、東京書籍が基礎的なところからきちんと丁寧に追っていることで、町の子どもたちの実態に合っているんじゃないかという意見が主に出ました。その部分で基礎・基本の技能の定着のところに関して、やはり東京書籍に関してはよいだらうという委員さんの意見ということが出ていました。
- （井上委員長） 難しいという部分については、学校からの意見ということですね。学校からの意見は、地域の特性、生徒の実態から見てということなので、実際毎日、日々授業をしている先生にしてみると、ちょっと難しいのかなというような感想を持たれたというふうに思っていますけれどもね。そんなところで、東京書籍を推薦されたのかもしれませんが。  
これ、バランスがよいということで、先ほどお話がありましたけれども、啓林館もバランスがよいという評価は出ているんですよ。  
ほかに、いかがでしょうかね。  
教育長。
- （熊坂教育長） 意見になるかもしれないんですが、今まで啓林館を使ってきて、実は私も現場にいるとき、啓林館を使うことが結構あったんですが、一番気になったのは、1年生の最初で、正の数・負の数という導入があるんですが、新採用の時の古いことですが、そのとおりにやって、子どもがちんぷんかんぷんだったという覚えがあるんですね。よく見ていきますと、いろんなパターンが正の数・負の数の計算にはあるんですが、それが最初の段階でいろいろあって、それをまとめていって、こういう形になるから、こうですよという形でやっているんですね。かなり最初のところで、思考力で自分がまとめていかないと、例えば正の数から負の数を引くというのがどういうことになるのかというのが、自分なりになか

なかできない部分があるのでね。

ところが、ほかの教科書を見ていきますと、パターンごとに少しずつ少しずつ、しっかりいろんなのをやりながら身につけて、最後でまとめると、こういう形になりますというので、出し方が若干ずれがあるんですね。

子どもにとって、数学をいろいろ考えて、たくさんやろうとすると、むしろそういう、いろんなことをやりながらまとめていくという、本来の数学の形の方がいいのかもしれないんだけど、いざ子どもの実態を考えたときに、果たしてそれがうまくいくのかどうかといったときに、ちょっと気にはなった点があります。多分そんなこともあって、啓林館でも支障はないと思うんですが、敬遠されたのかなと、そんな思いを持ちました。

いろんな単元の内容が、そういうまとめ方が比較的、啓林館は多いんですね。ですから、身につけていくと、本当に数学的な部分の力というのはつくと思うんですけども、子どもの実態がどうなのかなといったときに、ちょっと気にはなる点だったんです。

もう一つ、啓林館で2冊編集になっていて、たしかうちで学習ができる部分、この部分は何か話がありましたかね。

○（板橋指導室指導主事） 啓林館の2冊になっているところについては議論になりました。実際に委員さんの方から調査員の方に、2冊になっていることについて、どういうふうに考えるかという調査員への質問もありました。その中で、調査員としては、2冊に分かれているメリットというんですか、有益性については、ちょっとわからないというような内容でした。どちらかという、きちんとまとまっているものの方がよいのではないかというような内容の返答だったと思っております。

○（井上委員長） いかがでしょうか。

先ほど、内容が難しいということについて、啓林館の方で出て、学校現場からは出てきていましたけれども、清川村では東京書籍でも出ているんですね。ちょっと難しいという感想がね。先ほども言いましたけれども、地域の特性、児童の実態から、先生方が感じたことなんでしょうとは思いますが。

ほかに質疑等ありましたら、お願いします。

啓林館の2冊の問題が今ちょっと出ましたけれども、多分、発行者としては、当然思い入れがあって、あえてしたんだというふうに思います。相当研究した結果、したんだと思いますが、愛甲採択地区の実態としては、その2冊のメリットが余り感じられなかったということで、他地区については、もしかしたら、よかったという評価をするところがあるかもしれ

ませんけれども、愛甲地区では、ちょっとその部分はどうかということだったのでということなんでしょうね。

ほかに質疑よろしいですか。

(「はい」との声あり)

- (井上委員長) では、ほかにありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

- (井上委員長) ご異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

皆様のご意見を総合的に判断させていただきまして、数学の教科書を東京書籍といたしたいと考えますが、いかがでしょうか。

(「はい」との声あり)

- (井上委員長) それでは、数学は東京書籍を採択いたすことに決定いたしました。

次に、理科について報告をお願いします。

- (井上教育開発センター指導主事) それでは、理科について報告いたします。

現在使用している発行者は新興出版社啓林館であります。愛甲採択地区協議会では、全会一致で東京書籍を推薦しておりました。

委員の主な意見といたしましては、実験前に結果がわかってしまうよりも、実験前に自分でいろいろと考えることで生徒の驚きや喜びが高まるのではないかと。そういった点からも東京書籍がよいというような意見。また、設問が多く構成の工夫があるので、東京書籍がよいなどが出されました。

理科についての報告は以上でございます。

- (井上委員長) これより質疑に入ります。

理科についてご意見、ご質問ありましたら、お願いします。

榮利委員。

- (榮利委員) 啓林館のところのマイノートについてなんですけれども、平成25年の教科書調査研究の内容の中にも、26年度の教科書の調査研究の中にもマイノートという話が出てきて、使いづらいですねという話が出てきているんですよ。採択協議会の中では、この辺の話がどのくらい出たのか、お聞かせ願いたいんですけども。

- (井上教育開発センター指導主事) まさに、マイノートに関する意見は多く出されました。

先ほどの数学のお話でもあったように、啓林館さんとしては、マイノートというのは本当に、自分たちの目玉としてつくったものであろうということはよくわかります。ですが、その内容に関して、その授業を受けて重要な点を、例えば記入をする、例えば定着を促すために問題を解く、そのようなことのために使うべきものではあるのですが、残念ながら、町の子どもの実態を考えたとき、授業にそこまで手が回りません。つまり、授業中に活用すべきものが授業中に活用できない、これが一番の残念な点でございます。

したがって、活用の仕方としては、家庭に帰ってからの宿題という形で利用せざるを得ないんですけども、さらに、もう一点申し上げますと、町の子どもの実態を考えたとき、残念ながら、一番の課題になっているのは家庭における学習でございます。したがって、宿題として出す形になってしまうけれども、その宿題も上がってこない。したがって、このマイノートというものは存在が、少なくとも町の子どもたちの実態には合っていないというところが実際でございます。

以上です。

- （榮利委員） 結構そういう意見が出ているんだ。
- （井上教育開発センター指導主事） 多かったです。
- （榮利委員） それは裏を返すと、宿題をちゃんと一生懸命やる子は使っていたということなの。しつこいけれども。
- （井上教育開発センター指導主事） まず、その前段階として、これは宿題として使うものではないんですね。ですから、そのところが、あえて、さらに一步申し上げれば、宿題として活用するものではなく授業中に使える、そういうような状況になることを目指していければよいのではないかと。それが実際には、25年、26年、そして27年に関しても、使いづらいうという結果が出ているのが現状でございます。

以上です。

- （井上委員長） 教育長。
- （熊坂教育長） 感想になっちゃうんですけども、前回採択のときに、これが子どもたちにとって有効になるんじゃないかという期待を込めてやったんですが、どうも実態がそうではないということが今の報告でわかったので、ちょっと考えないといけないのかなとは。
- （井上委員長） やはり教科書ですから、地域の特性、児童の実態というのは、非常に大きな要因になると思うんですね。教科書そのものがすばらしくても、やっぱり実態に合っていない、児童の実態に合わないような教科書を使えば、それだけ、やっぱり効率も悪くなるし、

成果といいますか、学習の成果にもなかなかつながっていかないことになると、やっぱりその点というのは大分重要になってきますよね。

いかがですか。ほかにないですか。

平田委員。

○（平田委員長職務代理者） 私としましては、本町の子どもたちの学力と現場の先生たちの考えと、もろもろが一致したという東京書籍のもの、推薦でよろしいのではないかなと思います。構成の工夫もあると書かれてありますので、その状態で使用できればよいかと思えます。

○（井上委員長） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

○（井上委員長） よろしいですか。

（「はい」との声あり）

○（井上委員長） では、特に質疑ありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○（井上委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

皆様のご意見を総合的に判断させていただき、理科の教科書を東京書籍といたしたいと考えますが、いかがでしょうか。

（「はい」との声あり）

○（井上委員長） それでは、理科は東京書籍を採択いたすことに決定いたしました。

次に、音楽の一般と音楽の器楽合奏について、一括して審議いたします。

事務局から報告をお願いします。

○（前盛指導室指導主事） 初めに、音楽の一般について報告いたします。

現在使用している発行者は、教育芸術社であります。愛甲採択地区協議会では、全会一致で教育芸術社を推薦しておりました。

委員の主な意見といたしましては、「フレーズの区切りが大切であり、ページめくりが必要な楽曲について、フレーズを大切にしたい紙面構成がされている教育芸術社がよい」、また「年間35時間という少ない時間の中でどのように力をつけていくのか、3年間を見通した構成が大切であり、そのような構成になっている教育芸術社がよい」というような意見が出さ

れました。

次に、音楽の器楽合奏につきまして報告いたします。

現在使用している発行者は教育芸術社であります。愛甲採択地区協議会では、全会一致で教育芸術社を推薦しておりました。

委員の主な意見といたしましては、「見開きの扱いやすさの工夫があり、教科書として適切である」、「和楽器での礼儀などについても学ぶことができ、さらにプラスアルファで音楽を知ることができる」等が出されております。

音楽の一般と音楽の器楽合奏についての報告は以上でございます。

○（井上委員長） これより質疑に入ります。

音楽の一般と音楽の器楽合奏について、ご意見、ご質問ありましたらお願いします。

○（梅澤委員） 質問です。

○（井上委員長） 梅澤委員。

○（梅澤委員） 協議会の議事録で、町や村の学校からの意見書を見ると、教育出版にはマイナス面の意見があるが、教育芸術社にはそういった意見は見られないというふうにあります。この教育芸術社の町の意見、1つ目、目で見えてすぐイメージの持てるものが少ないというのは、これはマイナス意見ではないということですか。これ、プラスの意見なんですか。

○（前盛指導室指導主事） こちらについては、教育出版の方が、かなり目に訴えるような教材を多く出していますので、その点と比較しての意見かなというふうに思われます。

○（梅澤委員） ということは、マイナスであるということですよ。

○（前盛指導室指導主事） 比較としてはそうですね、はい。

○（梅澤委員） ということは、こういう論拠はおかしいと考えるべきであります。しかもこれ、大変失礼だなと私は思うんですが、教育芸術社でよいというふうな書き方をされているんです。

恐らく通常、教育委員会、こんなに傍聴者が来ることはない中で、出版社の方々だって結構本気で、多分教科書をつくっておられると思うんです。こういうふうな会議を持たれてしまって、それを経て、ここで決定してくださいというのは、ちょっと何か、いかがなものかなというふうに私は思います。もうちょっとしっかりとした議論をした上で、根拠も明確にした上で、やっぱり採択をすべきかなと私は考えます。

今のは採択にかかわる意見ではありません。それ以前の話です。

○（井上委員長） 採択協議会で、そういう表現がされたということでしたっけ。ちょっと、



非常に細かい部分で、「で」なのか「が」なのか、助詞の一つで大分違っちゃうわけけれども、「でよい」というのが採択見解で出たということじゃないんですか。

○（前盛指導室指導主事） 実は私も気になっていたことで、協議会の中で「でよい」というような表現がされていた部分もあって、それは音楽に限らず、実は気になっていた部分で、それが記録として残ってしまったことについては、また今後の課題かなというふうに思います。

○（井上委員長） 委員の中で、「で」と言ったということですね。

○（前盛指導室指導主事） 記憶はあります。気になっていましたので。

○（井上委員長） それは今の梅澤委員の指摘どおりで、採択協議会、ここで一区切りつくわけけれども、事務局の方で押さえておいて、次回のときにそういったお話をされるといいかもしれませんね。やっぱり失礼かもしれないね。

ただ、現場としてみると、そういう言い方をしちゃうんでしょうね。今までどおりでいいよという、ここでいいよという表現をするのかもしれないけれどもね。

○（榮利委員） 意見なんですけれども、私も毎年、中学校の文化発表会へ参加させていただいて、合唱コンクールを見ているんですけれども、やっぱり音楽のところは、2社あるんですけれども、単純に私は、合唱曲が教育芸術社の方が多いなと。やっぱり、中学生が一生懸命やっている合唱のところが多い方がいいかなと思ったんですけれども。

今までも教育芸術社を使っているんで、やっぱりそういうところを考えると、中学生の音楽の教科書というのは、私は教育芸術社がいいかなというふうに思いました。

以上です。

○（井上委員長） 教育長。

○（熊坂教育長） 意見になるかもしれないんですけれども、音楽という教科を考えていくと、確かに映像でイメージをつくるということのも大事なのかもしれないけれども、本来的な音楽でいったら、そこが主眼ではないのかなと。むしろ曲なり歌詞、こういうものからイメージをして、子どもたちがいろんなものを感じ取っていく。こっちが主で、映像というものは、さらにそれを強めるためのプラスアルファの部分かなと、そういうふうに私は捉えているんですが、どんなものでしょうかね。

○（井上委員長） 梅澤委員。

○（梅澤委員） それについては同感です。全く同じ意見です。

むしろ子どもたちが、譜面を見たり、曲を聞いたりした中でイメージを高めて、想像的に

表現をしていく教科だと私も考えていますので、おっしゃるとおり。ただ、意見をまとめるプロセスにおいてマイナス面があるにもかかわらず、なかったかのようにすりかえてしまうことはなしだという意見を言わせていただいたままでです。

教育芸術社の教科書、私もいいなと思いながら拝見していました。

- （井上委員長） 学校からの意見の中で、唱歌の扱いのところがちょっとありますけれども、私は個人的には、やっぱりとってもいいことで、唱歌がたくさん入るといのは賛成なんです。だんだん歌われなくなってしまうということが実態としてあるわけで、子どもがかつての日本の唱歌を知らないということも、今ふえているんじゃないかと思う。それはやっぱり学校で扱わない、教科書に載っていないからだというふうに、私、個人的にはずっと思っています。

現場にいたときも随分意識的に、教科書にはないけれども、唱歌をうんとやった記憶があるんですけども、ここで書いてあるのは、教育出版と教育芸術社の中では、唱歌の扱いというのは数的には相当違っていました。私、そこまでちょっと見なかったんですけども、かなり違いました。やっぱり教育出版でも扱っているとは思うんですけども。

- （熊坂教育長） 丁寧という書き方になっていますね。
- （井上委員長） 多く掲載というのは、歌の方ではそれほど、そういう書き方ではないので、どうかなと思って。書かれるということは、それだけ多いんだろうと思うんですね。ぱっと見て、ああ多いなというふうに感じるということは、やっぱり現実、実際には多いんだと思いますけれどもね。そんなところも、教科書としてはいいかなというふうに私は思っていますけれどもね。

いいです。実際にはいいです。

- （前盛指導室指導主事） 唱歌としての、ちょっと数までは……
- （井上委員長） そうですよ。ただ、現場から出ているということ、ちょっと大事にしたいと思いますね。

ほかにどうでしょうか。

（発言する者なし）

- （井上委員長） よろしいですか。

（「はい」との声あり）

- （井上委員長） では、ほかに質疑ありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

- (井上委員長) ご異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

音楽の一般と音楽の器楽合奏につきまして、皆様のご意見を総合的に判断させていただき、音楽の一般の教科書を教育芸術社、音楽の器楽合奏を教育芸術社といたしたいと考えますが、いかがでしょうか。

(「はい」との声あり)

- (井上委員長) それでは、音楽の一般は教育芸術社、音楽の器楽合奏は教育芸術社を採択いたすことに決定いたしました。

次に、美術について、報告をお願いします。

- (板橋指導室指導主事) それでは、現在、使用している発行者は光村図書出版であります。愛甲採択地区協議会では、全会一致で光村図書出版を推薦しておりました。

委員会での委員の主な意見といたしましては、光村図書がよいと思った。自画像についての取り扱い方が新しく、義足というデザインの題材の扱いについても、美術は心情に訴えることが大切であるというふうなことが伝わる内容であったと。それから、光村図書は説明が簡潔に書かれている。自分たちの生活に身近なものは自分たちで振り返るのでよいというふうな意見がございました。

以上です。

- (井上委員長) これより質疑に入ります。

美術について、ご意見、ご質問ありましたらお願いします。

榮利委員。

- (榮利委員) 意見になると思うんですけども、私も、いろんな絵を描いたりとか、そういうのが好きで、美術雑誌ってありますよね。あれをよく見るんですけども、やっぱり芸術に親しんでいくというのは、見て感動しなきゃいけないだろうし、そういう面からいうと、色合いも光村がいいかなと。

それから、あの中に、原寸大で見てみようというのと、特別の何か見開きのがありましたね、風神雷神の。あれなんかも迫力あるし、いろんな芸術をやっていく、美術をやっていく上でのいろんな手法も図解で詳しく書いてあるので、私は光村がいいかなと思うんですけども。

以上です。

○（井上委員長） 平田委員。

○（平田委員長職務代理者） やはり、光村は目に飛び込んできますね。今、榮利委員がおっしゃっていた風神雷神とか、教科書を見たときに目にぼんと入りました。それは、ほかの他社もそうなんです、特にそれが強いというのかしら。だから、芸術性に富んでいるというのかしら、それは感じますね。

それと一つ、学校訪問に行ったときに、中学校でちょうど自画像を描いていたところがあったんですね。あれが今の光村図書の、自画像のいろいろありましたけれども、それとやはりつながることを考えると、子どもたちもすごくわかりやすい教育の仕方で行っているのが、現場のところに出ているなと思います。ですから、光村図書、いいんじゃないかなと思います。

○（井上委員長） ほかはよろしいですか。ここは、大きく拮抗するような意見は余りなかったということでしたね。

（発言する者なし）

○（井上委員長） 質疑の方、よろしいですね。

（「はい」との声あり）

○（井上委員長） では、ご異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

皆様のご意見を総合的に判断させていただき、美術の教科書を光村図書出版といたしたいと考えますが、いかがですか。

（「はい」との声あり）

○（井上委員長） それでは、美術の教科書は光村図書出版を採択いたすことに決定いたしました。

次に、保健体育について、報告をお願いします。

○（前盛指導室指導主事） 保健体育について報告をいたします。

現在使用している発行者は、学研教育みらいであります。愛甲採択地区協議会では、全会一致で学研教育みらいを推薦しておりました。

委員の主な意見といたしましては、「学研教育みらいがいいと思う。自転車に関する記載があり、家庭での指導にも生かすことができる。」、また、「命の授業に直結する内容が多く、子どもの実態に合っていると考える」等が出されました。

保健体育についての報告は以上でございます。

○（井上委員長） これより質疑に入ります。

保健体育について、ご意見、ご質問ありましたらお願いします。

榮利委員。

○（榮利委員） 4つの教科書会社の中で、保健から始まっているところが2社で、体育から始まっているところが2社なんですけれども、これはまた、先ほどから出ているように、どちらでもいいということによろしいんですかね。

○（前盛指導室指導主事） 話題が協議会の中でも出まして、特にどこから始っても、扱う上で問題はないという意見が出ておりました。

○（井上委員長） 梅澤委員。

○（梅澤委員） 質問です。

協議内容の中で、「AEDの表現が、非常に消防に近い表現が使われている」と。確認でちょっと教えていただきたいんですが、本町の児童・生徒が、今、AEDなり心肺蘇生の講習を受けている割合というのはどのくらいでしたっけ。多くの学校で、何か実施しているような。

（「中学校は全部やっている」との声あり）

○（梅澤委員） 全部の中学生が、そういうふうな体験をしているということで、このAEDに関して、消防に近い表現が使われていることが望ましいと。そういうふうな意見にまとまっているということでしょうか。

○（前盛指導室指導主事） はい、そういった意味で、学研みらいがよろしいという意見が出ておりました。

○（井上委員長） 榮利委員。

○（榮利委員） 意見になると思うんですけれども、やっぱりこの分野は、実際に勉強して、それを自分なりに理解してやっていくというところが、非常に大事になると思うんですよ。

これ、2年生の教科書だと思ったんですけれども、私も実際に救命救急の講習を受けていますので、本を見せてもらって、やっぱり一番詳しく学研教育みらいさんが出ているので、これは正しい、正しいという言い方はおかしいですけれども、きちんと出ているなど。

それから、同じ2年生の教科書だと思うんですけれども、自転車の話がありましたよね。最近法律が変わって、徹底されているので、この辺も見て、ほかもちょっと教科書を見せていただいたんですけれども、やっぱりこれから、自分なりに中学生が勉強して、理解してやっていくという部分では、学研教育みらいさんの教科書が、中学生には一番いいのかなと、

そういうふうに思いました。

○（熊坂教育長） 質問を……

○（井上委員長） 教育長。

○（熊坂教育長） 保健体育ですので、体育編もあるわけですがけれども、体育編は協議の中で話題になりましたでしょうか。話題にならなければならないでいいんですが。

○（前盛指導室指導主事） 直接の話題にはなっておりません。今確認しました保健の内容です。

○（井上委員長） 学校現場の方からは、はっきりとは出ていないけれども、協議会の方で、命の授業に直結する内容が多いということで、大分皆さんの方で、いいんじゃないかということになったと思うんですけれども、やっぱり大事なことだと思うんですね。

そういった意味では、そういった、もちろんどの教科書もそれぞれ特性があって、いいところあるんでしょうけれども、この学研教育みらいの内容は、そのところが大きなポイントになったかなというふうに思いますね。

ほかによろしいですか。

（「はい」との声あり）

○（井上委員長） それでは、特にほかに質疑がありませんので、質疑を終結いたしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○（井上委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

皆様のご意見を総合的に判断させていただきまして、保健体育の教科書を学研教育みらいといたしたいと考えますが、いかがでしょうか。

（「はい」との声あり）

○（井上委員長） それでは、保健体育は学研教育みらいを採択いたすことに決定いたしました。

次に、技術・家庭の技術分野と技術・家庭の家庭分野について、一括して審議いたします。事務局から報告をお願いします。

○（板橋指導室指導主事） それでは、初めに、技術・家庭の技術分野についての報告をいたします。

現在使用している発行者は東京書籍であります。愛甲採択地区協議会は、全会一致で東京

書籍を推薦しておりました。

委員の主な意見といたしましては、のこぎりの取り扱いについて段階的に記載されている。実践を通して生徒自身の理解につながる。また、構成のうち、導入、基本、まとめが統一されていて、子どもにとってもわかりやすい等が出されておりました。

次に、技術・家庭の家庭分野について報告いたします。

現在使用されている発行者は東京書籍であります。愛甲採択地区協議会は、全会一致で開隆堂出版を推薦しておりました。

委員の主な意見といたしましては、学習指導要領との関連で配列が違うことが気になる。種目ごとに別でよいのであれば開隆堂がよい。開隆堂を推す。子どもの現状を考えると、学習指導要領との関連性があり、内容も今の学び方が盛り込まれている等が出されております。

技術・家庭の技術分野と家庭分野についての報告は以上でございます。

○（井上委員長） これより質疑に入ります。

技術・家庭の技術分野と技術・家庭の家庭分野について、ご意見、ご質問ありましたら、お願いします。

榮利委員。

○（榮利委員） ちょっと聞きたいんですけども、東京書籍は本のサイズが変わっていますよね。その辺何か、採択協議会の中で意見は出ましたか。

○（板橋指導室指導主事） はい、実際に判が違うということで、他社との違いはということで、委員さんからの質問がございました。それに対しての調査員の方の返答としては、見やすくてわかりやすい、系統性、発展性もあるという内容です。

以上です。

○（榮利委員） 今のは指導する側の意見ですよ。

○（板橋指導室指導主事） そうですね、はい。

○（榮利委員） 実際に使う側の意見は出ませんでしたか。実際に中学生が、使う側の意見というのは。

○（板橋指導室指導主事） そこも含めての、実際にはその場には生徒さんはいられないので、ご意見であったかなというふうには推察します。

○（榮利委員） そうですか、はい。

○（板橋指導室指導主事） 調査委員会の中での議論でも、この話は出たという内容で、それを踏まえて、そういう内容でございました。

- （榮利委員） わかりました。
- （井上委員長） 学習指導要領とのつながりで、配列の問題が出ていますけれども、その観点でいくと、開隆堂の方がいいということですよ。ちょっとそこら辺のところ、もう少し説明してもらえますか。
- （板橋指導室指導主事） それについて、家庭科分野でよろしいですね。
- （井上委員長） 家庭科ですね、はい。
- （板橋指導室指導主事） 家庭科の配列については、東京書籍だけが独自の配列でということでの、説明の中でもあったんですけども、実際問題、そこについて、指導のところはどうなのかという質問もございまして、やはり、そうですね、それに対して、開隆堂がよいというような調査員の報告でございました。
- （井上委員長） 経験上からも、そういうことを言われたわけですよ。配列が違っていること、経験上というか、学校現場でやっている先生にとっても、配列が違うというのは少しやりにくかったという。
- （板橋指導室指導主事） そうですね。調査員は、学校の現場の先生方が調査に当たっていますので、実際に今、家庭科を指導している先生がごらんになって、ちょっと配列的には扱づらいというふうな感想を持たれてのことです。
- （井上委員長） ここで開隆堂になったというのは、そのポイントあたりがすごく大きいんじゃないかな。

そのほか質疑はありませんか。どうでしょうか。

（発言する者なし）

- （井上委員長） よろしいですか。
- （「はい」との声あり）
- （井上委員長） ご異議ないものと認めます。
- よって、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

- （井上委員長） ご異議ないものと認めます。
- よって、質疑を終結いたします。

技術・家庭の技術分野と技術・家庭の家庭分野につきまして、皆様のご意見を総合的に判断させていただき、技術・家庭の技術分野の教科書を東京書籍、技術・家庭の家庭分野を開隆堂出版といたしたいと考えますが、いかがでしょうか。



(「はい」との声あり)

- (井上委員長) それでは、技術・家庭の技術分野は東京書籍、技術・家庭の家庭分野は開隆堂出版を採択いたすことに決定いたしました。

最後に、外国語について、報告をお願いします。

- (前盛指導室指導主事) 現在使用している発行者は開隆堂出版であります。愛甲採択地区協議会では、全会一致で三省堂を挙げておりました。

委員の主な意見としましては、「小学校での『話す・聞く』から中学校への流れについて、b e 動詞から一般動詞がスムーズだと思う。そうした中で、三省堂の内容が全体としてスムーズだと感じた。」、「実際のコミュニケーションを考えた内容のつくりになっている」という意見や、「小・中とのつながりから、楽しみながらということ、中学校でも大切にしなければならないことである」というような意見が出ておりました。

外国語についての報告は以上でございます。

- (井上委員長) これより質疑に入ります。

外国語について、ご意見、ご質問ありましたらお願いします。

- (熊坂教育長) 一つ、質問を。

- (井上委員長) 教育長。

- (熊坂教育長) 1年生の段階での動詞の扱いについて、どんな意見があったか、お聞かせをいただきたいと思います。

- (前盛指導室指導主事) 会社によって、さまざまな取り入れ方をしています。例えば、小学校では、「話す・聞く」を中心にやっておりますので、一人称、二人称のb e 動詞の中でa mとかa r e を先に行い、i s を別に取り扱うというような教科書もございました。ただ、文法を学ぶ上では、そういった構成よりも、ある程度b e 動詞がまとまった形で扱われている方が扱いやすいというような意見が、採択協議会の中で出ました。

以上です。

- (榮利委員) 質問なんですけれども、採択協議会の中で、小学校で「話す・聞く」をやって、中学校につなげていくというところで、マイナス面という表現がありますよね。それって、具体的にどういうことなんですか。

- (前盛指導室指導主事) マイナス面については、恐らく、学校からの意見書の部分ではないかなというふうに思います。学校の先生方からご意見をいただいているわけなんです、各社について、それぞれ個人的にいろいろ感じたこと等を書かれている場合もあって、その

中で、それぞれの先生がごらんになった印象の中で書かれている部分は、いろいろあろうかと思えます。

具体的には、やっぱり絵の内容が中学生にふさわしくないのではないかというようなご意見とか、あと情報量に関するものですね。情報が多くて行間が狭いので、かえって嫌悪感を子どもたちが持ってしまうのではないか、町の実態に合っていないのではないかというようなもの、あと文法の扱い方、それから表記の仕方ですね。どういった形で子どもたちに提示するのがわかりやすいかというところで、さまざまご意見が、マイナス面も含めて書いてありました。

以上です。

○（榮利委員） はい、わかりました。

○（井上委員長） ほかの教科と比べると、大分細かいところでの意見になっていますよね。だから、それ一つ一つが教科書全体のマイナスというふうには捉えられないわけで、実際に現場でやっている先生が、ここの部分は、ここの部分はということで、非常に細かく意見を出したために、こういった学校からの意見になったと思うんですけどもね。

○（前盛指導室指導主事） 丁寧に見ていただいたんだと思います。

○（井上委員長） そうですね。

○（前盛指導室指導主事） はい。

○（井上委員長） ただ、やっぱり採択協議会の中でもかなり、どこの出版社にするかということについては、難しかったんだと思いますけれどもね。

これはあれですかね、調査員の報告から協議会全体として、全体的にいいだろうという評価なわけで、ポイントが一つ、ここの部分がすごくいいから、とても大きいので、三省堂を推薦ということではないんですね。全体的にいいだろうという。

○（前盛指導室指導主事） いろんな意味のバランスにおいてということですね、はい。

○（井上委員長） そういう意味ですね。バランスでの評価なんでしょうね。

○（前盛指導室指導主事） はい。

平田委員。

○（平田委員長職務代理者） じゃ、先ほどの理科とか数学みたいに、啓林館のはちょっと難しいというか、高度というか、そういう感覚ではなく、英語の場合はわかりやすいところを選んでいくというふうな受けとめていいんですか。

○（前盛指導室指導主事） 協議会の中での話題についてなんですけれども、町の子どもたち

の実態に合わせたときに、基礎的な知識や技能を理解・習得した後に活用して力がつけられるような構成になっているという意味で、三省堂がよかったというご意見が出ておりました。

以上です。

○（井上委員長） ここでもやはり、生徒の実態ということが大きなポイントになるわけですね。

○（前盛指導室指導主事） はい。

○（井上委員長） いろいろな受けとめ方ができちゃいますけれどもね。

ほかにいかがでしょうか。ほかに質疑ありますか。よろしいですか。

（発言する者なし）

○（井上委員長） ほかの教科と違って、英語という教科ですので、非常に難しく、これだというのはありませんけれども、採択協議会で推薦されたというあたりを尊重すればいいのかなというふうに思いますけれどもね。

質疑としてよろしいですね。

（「はい」との声あり）

○（井上委員長） では、ほかに質疑ありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○（井上委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

皆様のご意見を総合的に判断させていただきまして、外国語の教科書を三省堂といたしたいと考えますが、いかがでしょうか。

（「はい」との声あり）

○（井上委員長） それでは、外国語は三省堂を採択いたすことに決定いたしました。

以上で、中学校15種目の教科用図書の採択が終了いたしました。

では、確認をいたします。国語、光村図書出版。書写、東京書籍。社会の地理的分野、教育出版。地図、帝国書院。社会の歴史的分野、東京書籍。社会の公民的分野、東京書籍。数学、東京書籍。理科、東京書籍。音楽の一般、教育芸術社。音楽の器楽合奏、教育芸術社。美術、光村図書出版。保健体育、学研教育みらい。技術・家庭の技術分野、東京書籍。技術・家庭の家庭分野、開隆堂出版。外国語、三省堂。以上です。

続きまして、小学校用教科用図書につきまして、審議に入ります。

- （梅澤委員） 委員長、全体を通してちょっと質問があります。よろしいですか。
- （井上委員長） 梅澤委員。
- （梅澤委員） この教科書会社の並べ方について、何か決まりがあるのでしょうか。教えてください。
- （井上教育開発センター指導主事） 基本的に、採択の以前の段階の協議の形的时候には、厚木の先生方も一緒に協議をしてございます。その中で、一緒に研究をしていくときに、同じ形のものを使っておりまして、そのとき上がってきたものが、その順番になっているということです。その順番に関して、何か特段、こういう順番でやりますので今年もよろしくとか、そういうようなことは全くございません。調査の順番でございます。
- （梅澤委員） それについて、異議です。

羅列の順番で、人間の思考は結構大きく誘導されてしまう可能性があります。今回、大幅に東京書籍さんが採択されました。それについて異議はありませんが、ほとんど採択されて、新規採択でなったところが大体1番目になっているところ、継続採択は何番目でも構いませんという形になっているので、この順番が何か方向づけをする可能性がもしあるのであるならば、この順番は、ちょっと審議の必要があるかなというふうに思われます。

今回、東京書籍さんが新規で6とっていますが、マイナスももちろんあるんですが、それが全て1番目に記載されているということについては、ちょっと私は心配するところではあります。次回以降、何か具体的な順序づけの定義を図った上で、隣がそうだからという考え方は、ある意味、日本的ではあるんですが、多分、公平ではないと思います。先ほど井上指導主事がおっしゃったとおり、適正・公正である会議の原則に、私は反すると考えます。それが意見1です。

もう一個、議事録についてです。隣接の清川村との愛甲地区採択協議会というのを開いているということで、非常にいいことかなとは思っています。がしかし、この議事録が全て無記名であることに対して、これを記名にできるのかどうなのか。あるいは、記名が無理であるならば、その立ち位置、肩書ですよね。例えば教育開発センター指導主事と、井上先生の場合はお話しされてから、ご意見申し上げます、質問に答えたりしますよね。というふうな役職名を書いて、この議事録を残すことが可能なのかどうなのか。それについて、まず教えていただければと思います。

- （井上委員長） 今の意見は、教育委員会の定例会の会議録ですか。ここの採択協議会……
- （梅澤委員） 違います。愛甲の……

- （井上委員長） 採択協議会の会議録……
- （梅澤委員） はい、議事録を記名にすることができるのかどうか。
- （井上委員長） ここでは誰が言ったかわからないので、これがはっきりできるのかどうかということですね。
- （梅澤委員） はい、おっしゃるとおりです。
- （井上委員長） それについて……
- （井上教育開発センター指導主事） 公開できる文言のところに、無記名のものという括弧書きがございます。したがって、名前を入れることはできません。ですが、今、梅澤委員のお話にありました肩書、基本的に全員、皆さん協議委員でいらっしゃるだけなんですけれども、に関しては、特に規定というのはございません。

以上です。

- （梅澤委員） それを伺った上で、やはりどなたがどういうご意見をおっしゃっているのかというのは、やっぱり公表した方が、僕は適正・公正になるかなというふうに思われます。

やはり、いろんな不正がないようにということを我々もすごく言われておりますが、やはりすごく、適正であるとか公正であるということをうたうのであるならば、極力そういうものが明らかになる前提で会議を行うべきだと私は考えます。

加えて、調査研究の委員、これは我々、名簿をいただいておりますが、その方たちの内容、こちらに書いてありますが、これが今から4年後、先まで見越した内容になっている内容がどのくらいあるのかどうか。それについても検証しつつ、委員をやっぱり図っていく必要があるのかなと思います。

例えば、今文科省が言われているアクティブ・ラーニングであるとか、本町で進めようとしている、そういう学び合いの部分であるとか、なくはないです。でも、それがどのくらい入っていて、つまり、これから先4年間の学習指導をどうつくっていくために、どの教科書を選ぼうとしているのかというところが議論になっているように、この報告書からは、この議事録からは余り見えてこなかったのが、ちょっと残念かなと。

恐らく、議事録の関係上、割愛している部分もあると推察しますので、その辺は、今回はこちらの意見を尊重して、ここでの採決に対する意見は申し上げませんでした。今後ぜひ、その適正・公正の部分をもうちょっと明らかにした上で、この教科書採択にかかっていただけたらいいかなと思います。

以上、意見です。

○（井上委員長） 今の梅澤委員の意見は、一つの意見だというふうに思います。採択協議会の会議録は原則公開ですよ。それは請求があった場合に、原則公開されるわけで、公開されたときに、どの委員が何と発言したかというのは、やはりとても大きな問題です。

○（梅澤委員） 大きいと思いますね。

○（井上委員長） だから、その委員の発言によって教科書が決まったんだとすると、その教科書ではない、賛成しないような人々が集中攻撃をするわけですよ。だから、そういった非常に微妙な問題で、採択協議会が非公開、しかも無記名ということで決定をして進められているという実態があるわけで、なかなかそこを記名にしていくということは難しいとは思いますが、いすけれどもね。

○（梅澤委員） そうですね、はい。

○（井上委員長） ただ、教育委員会で採択をするときは、教育委員の名前がちゃんと議事録に載って、どんな発言したかというの、これは出しても問題はないと思うんですね。いろんなところで違う意見を出そうが、それは当然のことだと思いますが、採択協議会とか調査員のところのレベルになると、とても大きな問題を含むというふうに思いますので、私はそれは、ものすごく慎重にした方がいいというふうに思います。

○（梅澤委員） じゃ、つけ加えて。

先ほど申し上げたとおり、根拠がずれている中で、これがいいと思いますというふうな意見が3件ほど見られたので、それについてはやっぱり、不明瞭なまま推している方が中にはいらっしゃるということだと思います。それがそのまま、意見の重要な部分を占めてしまうのであるならば、これは適正なのか公正なのかというところに、やっぱり疑義を申し上げる場所かなと考えます。

もちろん、それを記名にしないとか、それが誰なんだと、ここで明らかにしないとか、そういう話ではありません。

○（井上委員長） 発言については、十分責任を持って発言してもらおうということが建前で、当たり前なことなわけで、それは採択協議会の中でもきちっと確認をして、会議をしていければいいかなというふうに思いますけれどもね。

じゃ、今の、よろしいですか。

○（梅澤委員） はい。

○（熊坂教育長） 情報として。

先ほど順番の話がありましたが、教科書の出版している会社の目録があるんですね。それ

の順番の早いもの順に、これを並べているという、機械的に。過去もそのようにやっています。

ただ、順番を入れかえるとなると、逆に難しいんですね。ですから、教科書目録、そのこの表の一番頭から順番という、機械的にやっていることだと思います。

○（梅澤委員） なるほど。それでは、何か情報か何かで挙げておくといいのかもわかりません。私も以前、教科書を選んだことがあります。そのときには、そういう表がないまま選んだ記憶がありますので。

○（熊坂教育長） 情報として承知をしておいてください。

○（梅澤委員） はい、恐れ入ります。

○（井上委員長） そういうやり方をしているということは、ここは厚木も含めて協力してやっているわけだから、厚木も同じだし、町も村も同じだけれども、ほかの地域も大体きつと、そういうふうに行っているんでしょうね。

○（熊坂教育長） そうですね。それはまた、どこかで情報収集してみます。

○（井上委員長） それについて、よろしいですね。

（「はい」との声あり）

○（井上委員長） では、小学校用教科用図書についての審議に入ります。

事務局から説明をお願いします。

○（井上教育開発センター指導主事） それでは、小学校用教科用図書の採択でございますが、この採択につきましては、法令及び文部科学省初等中等教育局長通知によりまして、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を除き、平成26年度に採択したものと同一の教科用図書を採択しなければならないことになっております。

資料の5ページに、この平成26年度に採択をした発行者と採択理由を参照として載せております。また、7ページ以降に本年度の調査研究報告を載せております。これを踏まえまして、1ページにあります小学校用教科用図書につきまして、引き続き採択をしてよろしいかのご協議をよろしくお願いいたします。

以上です。

○（井上委員長） これより質疑に入ります。

小学校用教科用図書について、ご意見、ご質問ありましたらお願いします。

○（榮利委員） 国語と算数の調査研究の報告の中に、デジタル教科書が使いづらくなったと出ているんですけれども、これ、具体的に言うと、どういうことなんですか。教えてください。

い。これ、先生が言っているんですよ。

- （井上教育開発センター指導主事） そうですね、はい。実際に使って、使いづらくなったと言っているんです。

（「教科書ではないんですね」「ここに載せること自体が……」との声あり）

- （井上教育開発センター指導主事） 教科書採択に関する意見がここに載るべきであるという前提を考えたときに、デジタル教科書に関する云々という文章自体が、ここに載るべきではなかったと考えております。申しわけございませんでした。

- （梅澤委員） 関連して。

使いづらくなったという、もしこれがデジタルじゃなく教科書であったならば、どこがとか、どのようにというところが抜けてしまうと、根拠に乏しい意見になってしまうので、これはなかなか難しいかなと。やっぱり、先ほどの教科書採択の委員もそうですけれども、やっぱり根拠を明確にして意見をいただけるといいなと思いつつ、私もそこ、同じところを読みました。

以上です。

- （井上委員長） ほかによろしいですか。

（「はい」との声あり）

- （井上委員長） では、特にほかに質疑ありませんので、質疑を終結いたしたいと思います。が、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

- （井上委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

それでは、小学校用教科用図書については、資料の1ページの2番に記載されていますとおり、同一のものを継続して採択をいたしたいと考えますが、いかがでしょうか。

（「はい」との声あり）

- （井上委員長） ご異議ないものと認め、小学校用教科用図書については、同一のものを継続して採択をいたすことに決定いたしました。

続きまして、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書につきまして審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

- （井上教育開発センター指導主事） 学校教育法附則第9条に規定します教科用図書の採択につきましては、各教育委員会が毎年度異なる図書を採択することが可能となっております。



各学校から希望があった図書の中から、児童・生徒の障害の状況や発達段階等を考慮して、適切であると判断した図書についての採択をすることとなっております。

資料の6ページをごらんください。

町の教科研究会の報告でございますが、2の(2)及び(3)となります。平成27年度の愛川町教科研究会におきまして検討した結果、文部科学省の検定済みの教科書の下学年使用、それから、文部科学省自身が著作権を持つ教科書、特別支援学校用でございます。そして、③にありますとおり、文部科学省のコード付きの一般図書、また弱視用の拡大教科書、いずれにおきましても、各機関等により調査研究が行われており、また使用実績等もあることから、平成28年度使用の学校教育法附則第9条による教科用図書として適当であると判断しております。また、⑤のその他につきましては、今年度は学校からの推薦がないため、採択の対象とはなってございません。

説明につきましては以上でございます。ご協議よろしくお願いいたします。

○(井上委員長) これより質疑に入ります。

学校教育法附則第9条の規定による教科用図書について、ご意見、ご質問ありましたらお願いします。

(発言する者なし)

○(井上委員長) よろしいですか。

(「はい」との声あり)

○(井上委員長) 特に質疑がありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○(井上委員長) ご異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

それでは、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書について、資料の1ページの3番にあるとおり採択をいたしたいと考えますが、いかがでしょうか。

(「はい」との声あり)

○(井上委員長) ご異議ないものと認め、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書については、資料の1ページ3番に示すとおり採択をいたすことで決定いたしました。

以上で、日程第4、議案第4号 平成28年度使用教科用図書採択についての審議を終わります。

なお、ただいまの審議結果のとおり決することといたしますが、資料の4ページに記載されておりますとおり、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第4項の規定により、当該採択地区内の市町村教育委員会は協議して、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならないとなっております。

したがいまして、採択替えのありました中学校教科用図書につきましては、ただいまの採択結果が清川村教育委員会の採択結果と異なった場合には、その種目について、教育委員長、教育長を愛川町教育委員会の代表とし、清川村と協議を行い、その協議の結果、決定された教科用図書を愛川町教育委員会が採択する教科用図書とすることによろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

- (井上委員長) ご異議ございませんので、清川村教育委員会と採択の異なった種目については、協議の結果をもって愛川町教育委員会の採択結果といたします。

最後に、事務局より確認をお願いします。

- (井上教育開発センター指導主事) 採択いただき、ありがとうございました。

ただいまお話がありましたように、この後、清川村と採択結果の確認をいたしまして、協議が必要となった場合には、本会終了後の実施を予定しております。

したがいまして、採択の結果につきましては、それ以降に公表することとさせていただきます。また、採択の理由についてですが、本日の議事録をまとめまして、次回の定例会でご報告をさせていただきます。

また、採択の結果等につきましては、採択期限となる8月の末までに神奈川県教育委員会に報告をいたします。ただし、教科用図書の需要数報告との関係がございますので、小・中学校には通知にて7月末までに周知をさせていただくこととなりますので、あわせてご承知おきいただければと思います。

採択事務に関する確認は以上でございます。ありがとうございました。

- (井上委員長) それでは、会議開始からかなり時間がたちましたので、ここで休憩をしたいと思います。

休 憩

---

再 開

- (井上委員長) それでは、会議を再開します。
-

◎日程第5

○（井上委員長） 次に、日程第5、その他を議題といたします。

（1）県外交流事業参加者名簿についての説明をお願いします。

○（片岡生涯学習課長） それでは、8月8日から10日まで2泊3日の予定で実施されます長野県立科町との県外交流事業の参加者が決まりました。

資料2をごらんいただきたいと思います。

まず、名簿の1番から10番までですが、熊坂教育長を団長といたしまして、そのほか、指導者として青少年指導員3名、3つの中学校の教諭、シニアリーダー、ジュニアリーダー、さらに救護担当者でございます。11番から40番まで、中学1・2年生の生徒になります。そして、41番の私以下、生涯学習課職員4名が事務局として同行いたします。さらに、大型バスの運転手さんを含めまして、総勢45名で立科町を訪問いたします。今月31日には事前研修会を行いまして、当日に備えてまいります。

説明は以上でございます。

○（井上委員長） これより質疑に入ります。

ご質疑、ご意見等ありましたらお願いします。

（「立科がどのくらいになっているか、ちょっと補足だけして」との声あり）

○（片岡生涯学習課長） 立科町の方からは、12名の中学生が参加いただけると伺っております。

○（井上委員長） この2年生は、去年出た子ですか、全員。全く新しい子ですか。

○（瀧生涯学習課副主幹） 何名か、二度目のお子さんがいらっしゃいます。3名ですね。

○（井上委員長） 5名中3名は。

○（瀧生涯学習課副主幹） 6名中。6名の2年生のうち3名が、昨年度参加された方です。

○（井上委員長） たしかこれは、1年生が主ですよ。人数的に余裕があれば2年生という参加募集の仕方だと思うんだけど、東中だけの2年生が今ここで書いてあるけれども、愛中と中原は、そういう子がいたけれども落ちたのか、それともいなかったのか。

○（瀧生涯学習課副主幹） 愛中さんと中原中さんにおいては、1年生の応募でいっぱいになったということで、ちょうど……

○（梅澤委員） 既に。

○（瀧生涯学習課副主幹） はい。

○（井上委員長） じゃ、もしかしたら行きたい子はいたんだね。心情的に。

○（瀧生涯学習課副主幹）　　かもしれませんけれども、1年生、2年生、両方の生徒さんには、募集の用紙の方を配付しておりますけれども。

○（井上委員長）　　逆に言うと、東は1年生がこれだけだったから、2年生が入る枠ができた  
と。

○（瀧生涯学習課副主幹）　　1年生も20名ほど応募があったと聞いております。2年生は6名の応募があったということです。その中で、学校さんの対応として、1年生の枠、それから2年生のということで、配慮をしていただいたという形になります。

○（井上委員長）　　大分、次の年も行きたくなるような内容だと思うんですね、子どもたちにとるとね。だから、またもう一回行きたいという子が、やっぱりいたんだろうなと思えますけれどもね。

質疑よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○（井上委員長）　　よろしいですね。

では、特に質疑ほかにありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○（井上委員長）　　ご異議ないものと認めます。

よって、（1）県外交流事業参加者名簿については、ご承認をお願いいたします。

本日の案件につきましては全て終了いたしましたので、各委員からご意見、ご感想等ありましたらお願いします。

（「特にありません」との声あり）

○（井上委員長）　　いいですか。

特にご意見等ありませんので、事務局は何かありますか。

（「特にありません」との声あり）

○（井上委員長）　　いいですか。

それでは、以上で7月定例会の議事日程が全て終了いたしましたので、閉会いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○（井上委員長）　　ご異議ないものと認めます。

よって、7月定例会を閉会いたします。

長時間にわたり、大変ご苦労さまでした。

なお、次回の定例教育委員会の日程については、8月24日、月曜日、午後2時から201会議室で開催いたします。よろしくお願いいたします。

愛川町教育委員会会議規則第19条第2項の規定により、ここに署名をいたします。

平成27年9月28日

教育委員会委員長

井上 正博

教育委員会  
委員長職務代理者

平田 明美

教育委員

榮 利 隆 一

教育委員

梅澤 秋久

教 育 長

熊坂 直美

調 整 職 員

馬場 貴宏